

# 相続税早見表

## ご利用にあたっての留意点

- ・法定相続分通りに財産を相続された場合、かつ配偶者控除の特例を適用した場合の相続税額の概算額です。
- ・概算額となりますので、実際の相続税申告に当たっては税理士にご相談ください。
- ・平成27年4月1日時点の税法に基づき作成しており、将来の税制改正により、変更が生じる可能性があります。
- ・被相続人の一親等の血族(代襲相続人となった孫[直系卑属]を含みます。)及び配偶者以外の方である場合には、その方の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。

相続人 課税価格	1人の場合	2人の場合		3人の場合		4人の場合	
	子1人	子だけで 2人	配偶者と 子1人	子だけで 3人	配偶者と 子2人	子だけで 4人	配偶者と 子3人
5,000万円	160万円	80万円	40万円	20万円	10万円	0	0
6,000万円	310万円	180万円	90万円	120万円	60万円	60万円	30万円
8,000万円	680万円	470万円	235万円	330万円	175万円	260万円	137万円
1億円	1,220万円	770万円	385万円	630万円	315万円	490万円	262万円
1.5億円	2,860万円	1,840万円	920万円	1,440万円	748万円	1,240万円	665万円
2億円	4,860万円	3,340万円	1,670万円	2,460万円	1,350万円	2,120万円	1,217万円
2.5億円	6,930万円	4,920万円	2,460万円	3,960万円	1,985万円	3,120万円	1,800万円
3億円	9,180万円	6,920万円	3,460万円	5,460万円	2,860万円	4,580万円	2,540万円
5億円	1億9,000万円	1億5,210万円	7,605万円	1億2,980万円	6,555万円	1億1,040万円	5,962万円
7億円	2億9,320万円	2億4,500万円	1億2,250万円	2億1,240万円	1億870万円	1億9,040万円	9,885万円
10億円	4億5,820万円	3億9,500万円	1億9,750万円	3億5,000万円	1億7,810万円	3億1,770万円	1億6,635万円
15億円	7億3,320万円	6億5,790万円	3億2,895万円	6億円	3億315万円	5億5,500万円	2億8,500万円
20億円	10億820万円	9億3,290万円	4億6,645万円	8億5,760万円	4億3,440万円	8億500万円	4億1,182万円